勝山市インキュベート施設事業Q&A（H25.4.1）

【使用できる者】

Q1.インキュベート施設の使用条件となる「勝山市の産業の振興に寄与することが期待できる事業」とは、どのような事業を想定しているのか？

A1.従来、ITを活用した情報関連産業及びファッション・デザイン業等で新商品・新サービスの開発を行う業務を対象としていたが、多様な事業が興っている産業界の状況を鑑み、また、勝山市の産業発展や地域の活性化への貢献も期待し、上記のほか、専門・技術サービス業や無店舗小売業等も想定しています。

　ただし、小売業やサービス業で不特定多数の市民等が出入りする事業や支店、営業所、倉庫としての使用は認めません。

【使用申請の手続き】

Q2.施設を使用したい場合は、どのように申請するとよいか？

Q2.規則に定めている「インキュベート施設使用者認定申請書」に、事業計画書、法人登記簿謄本（個人の場合は住民票の写し）、会社経歴書、最新の決算書、誓約書、市税納税証明書を添付し勝山市商工振興課へ提出していただきます。申請の内容を審査後、認定又は不認定を決定し申請者へ通知します。なお、審査については、審査会を開催しますので、申請者による事業内容等を説明していただきます。

　認定された場合は、「インキュベート施設使用許可申請書」を提出していただき、入居日を決定します。

Q3.誓約書を提出するのはなぜか？

A3.インキュベート施設事業は、勝山市が行う起業支援策である。当該施設を事業活動の本拠とし、退去後も含め少なくとも 5 年間は市内で事業活動を継続することを改めて認識してもらうためです。また、公序良俗に反する事業及び暴力団の利益となる事業を行わないことは当然です。

【使用期間】

Q4.インキュベート施設はどのくらいの期間、使用できるのか？

A4.同一使用者について引き続き3年間を原則としています。ただし、やむを得ない理由がある場合は、1年ごとの延長申請に基づき、最長2年間は延長できます。

　やむを得ない理由としては、市内に適当な転居先がない、事業活動の都合上事務所を移転できない等があげられます。

【施設使用料等】

Q5.従来、施設使用料は無料であったが、平成25年度以降は有料となるのはなぜか？

A5.使用する部屋の使用料はこれまで無料としていたが、インキュベート施設の在る3階のトイレ、給湯室等の共有部分や各種設備の使用にかかる共益費は徴収していました。今般、旧地場産センターは「勝山市市民交流センター」として勝山市の公共施設となることに伴い、施設使用料全般を条例に定めました。インキュベート施設は、創業間もない事業者に対する事業経費の負担軽減を目的としているため、使用料は低額（月額 6,300 円）で設定しています。なお、従来徴収していた共益費は不要となります。

Q6.施設使用料以外で自己負担する費用はあるか？

A6.当該施設の使用に要する電話等の通信設備、端末設備等の工事に要する費用、同設備にかかる加入料金及び使用料金、同設備の故障及び破損に伴う修理代（市の責によるものは除く）電気設備使用料などがあげられます。

【補助金交付制度】

Q7.インキュベート施設退室後の支援制度はどのような内容か？

A7.インキュベート施設を退室した日から、6 ヶ月以内に市内で事務所を開設した場合に、当該事務所の賃借料に対し、補助金交付申請に基づきその一部を交付します。対象者は、インキュベート施設に入居し退室した者及び当該事務所を本拠として事業活動を継続している者としています。

　また、補助金の対象となる賃借料は、申請者が事務所の所有者と賃貸借契約を締結したものに限ります。

Q8.上記補助金制度の支援期間はどのくらいか？

A8.インキュベート施設の使用者及び退室者への支援制度の措置期間は、最長5年としています。例えば、インキュベート施設に3年間入居し、その後事務所を開設した場合は、2年間の家賃補助が受けられます。インキュベート施設に延長して4年入居した場合は。1年間のみ家賃補助が受けられますが、5年入居していた場合は、家賃補助の対象となりません。
インキュベート施設の延長使用と退室後の家賃補助は併用できません。

Q9.補助金の返還は、どのような場合に求められるのか？

A9.事務所を開設した日の翌日から起算して 3 年未満で廃業した場合は、補助金の全額の返還を命じることができます。補助金返還にかかる誓約書を提出してもらうことで、市からの補助金を有効に活用し、事業活動の継続に努力して取り組むことを自覚してもらうことが目的です。